

仙台市高砂学校給食センター
維持管理運営包括委託事業

募集要項

令和6年8月8日

仙台市

<目次>

I	募集要項の位置付け	1
II	用語の定義	2
III	事業概要	3
1	事業内容	3
IV	事業者の募集及び選定に関する事項	6
1	募集及び選定の方法	6
2	募集及び選定スケジュール	6
3	募集及び選定の手続き	6
V	応募に関する条件	9
1	応募者の構成等	9
2	応募者の備えるべき参加資格要件	10
3	応募に関する留意事項	11
VI	提案に関する条件	13
1	事業計画等に関する提案の条件	13
2	本市の委託料支払総額の上限価格	13
VII	優先交渉権者決定後の手続き	14
1	基本協定の締結	14
2	特別目的会社の設立等	14
3	契約締結	14
4	次点交渉権者との協議	14
5	契約の保証	14
6	保険	14
7	リスク分担の方法等	15
VIII	その他事業の実施に關し必要な事項	16
1	情報公開及び情報提供	16
2	募集要項等に関する問合せ先	16

I 募集要項の位置付け

本募集要項は、仙台市高砂学校給食センター維持管理運営包括委託事業の実施に当たり、応募に必要な事項や条件を示すものである。

II 用語の定義

本募集要項で使用する用語の定義は、本文中において特に明示されるものを除き、「用語の定義」において定められた意味を有する。

【用語の定義】

本市	仙台市をいう。
本事業	仙台市高砂学校給食センター維持管理運営包括委託事業をいう。
本施設	本事業で維持管理・運営を行う対象となる仙台市高砂学校給食センターの建物本体、建築設備、調理設備、付帯設備、植栽・外構等を含む施設のすべてをいう。
現事業	平成 22 年度に本施設の稼働を開始し、令和 7 年 3 月 31 日に事業期間を満了する PFI 事業 (BOT 方式) をいう。
現事業者	現事業に関して本市と事業契約を締結している株式会社高砂学校給食サービスをいう。
事業者	本事業の実施に際して本市と委託契約を締結し、事業を実施する者をいう。
募集要項等	募集要項、要求水準書、優先交渉権者選定基準、基本協定書（案）、包括委託契約書（案）及び様式集をいう。
優先交渉権者	審査結果により得点の合計が最も高い提案を行った応募者であり、本市と契約に関する交渉を行う者をいう。
構成員	応募者を構成する法人で、業務の一部を本事業のために設立する特別目的会社から直接受託・請負する予定であり、当該特別目的会社に出資を予定しているものをいう。
協力企業	応募者を構成する法人で、業務の一部を特別目的会社又は構成員から直接受託・請負する予定だが、特別目的会社には出資を行わないものをいう。
代表企業	構成員のうち、最も高い出資を行う予定の者で、構成員を代表し応募に関する手続き等を行うものをいう。
資本面において密接な関連のある者	関連企業の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える議決権を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者をいう。
人事面において密接な関連のある者	関連企業の役員を兼ねている者をいう。
学校給食施設	学校給食法施行令（昭和 29 年政令第 212 号）に定める単独校調理場及び共同調理場並びに夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律（昭和 31 年法律第 157 号）に定める夜間学校給食の実施に必要な施設並びに特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律（昭和 32 年法律第 118 号）に定める学校給食の実施に必要な施設をいう。
保守	点検の結果に基づき建築物等の機能の回復又は危険の防止のために行う消耗部品の取替え、注油、塗装その他これらに類する軽微な作業をいう。
修繕	劣化した、又は陳腐化した部材・部品や機器等の性能・機能を実用上支障のない状態まで回復させることをいう。ただし、保守の範囲に含まれる内容を除く。
大規模改修	複数工種（建築工事・機械設備工事・電気設備工事等）を同時にを行う全面的な工事をいう。

III 事業概要

1 事業内容

(1) 事業名称

仙台市高砂学校給食センター維持管理運営包括委託事業

(2) 対象施設

仙台市高砂学校給食センター

(3) 事業の目的

仙台市高砂学校給食センターは、PFI事業（BOT方式）として平成22年度より運営を開始し、令和7年3月31日に事業期間を満了する。本市では、現事業終了後においても、引き続き本施設を利用し、本市内の小中学校へ安全で安心な学校給食の提供を継続していく方針である。

本事業では、民間事業者のノウハウ等を活用し、本施設における維持管理及び運営を包括的に行うことによって、公共サービスの品質向上、本市の財政負担の縮減等を図り、より良質な学校給食を効率的・効果的に実施することを目的とする。

(4) 本施設の法的位置付け

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第30条の規定に基づき、仙台市学校給食センター条例（昭和41年12月26日条例第36号）により設置する教育機関

(5) 事業の内容

① 事業方式

本事業は、本施設の維持管理・運営を包括的に実施する包括委託により実施する。

② 事業期間

本事業の事業期間は、契約締結日から令和17年3月31日までとする。

③ 事業者の業務範囲

事業者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

ア 開業準備・引継業務

イ 維持管理業務

- a) 建物保守管理・修繕業務
- b) 建築設備保守管理・修繕業務
- c) 調理設備保守管理・修繕業務
- d) 清掃業務
- e) 植栽・外構等保守管理・修繕業務
- f) 警備業務
- g) その他関連業務（長期修繕計画作成、事業終了時の引継等を含む）

ウ 運営業務

- a) 納食調理業務
- b) 洗浄衛生管理業務
- c) 納食配達業務
- d) 残渣・廃棄物等処理業務
- e) 運営備品等更新業務
- f) 配送車両調達・維持管理業務
- g) その他関連業務（高砂学校給食センター対象校及び荒巻学校給食センター対象校のアレルギー対応食提供、光熱水費の管理、事業終了時の引継等を含む）

④ 本市が行う業務

本市が行う業務は、次のとおりである。

ア 開業準備・引継業務

- a) 現事業者からの業務開始前の引継に関する支援

イ 維持管理業務

- a) 大規模改修業務
- b) 学校内配膳室保守管理、修繕等業務

ウ 運営業務

- a) 献立作成業務
- b) 食材調達業務
- c) 検収業務
- d) 食器・食缶等調達業務
- e) 広報業務（見学者対応含む）
- f) 納食費徴収管理業務
- g) 配膳等業務（学校内における配膳室からクラスの前までの配膳に関する業務）
- h) 食数調整業務

⑤ 業務の水準

本事業において実施する業務に関し、本市が求める基準については、要求水準書に提示する。

⑥ 事業者の収入

本事業における事業者の収入は、本市が支払う委託料とする。

本市は事業者が実施する維持管理・運営業務に対し、維持管理・運営期間にわたって委託料を支払う。委託料は物価変動があった場合には、契約に従って改定を行うことがある。

また、事業者の契約の履行状況により、本市は事業者に支払う委託料を減額することがある。

詳細は、包括委託契約書（案）に示す。

⑦ 法令等の遵守

事業者は、本事業を実施するに当たり、関係法令等（法律、政令、省令等）及び本市の条例等（条例、規則、要綱等）を遵守すること。

⑧ 事業実施に係るスケジュール

事業実施に係るスケジュールは、次のとおり予定している。

時期	内容
令和6年11月	基本協定締結
令和7年1月	委託契約締結
令和7年4月～令和17年3月	維持管理・運営（10年間）

⑨ 事業期間終了時の措置

事業期間の終了時に、事業者は、本施設を要求水準書等に示す良好な状態で本市に引き継ぐこと。

IV 事業者の募集及び選定に関する事項

1 募集及び選定の方法

本事業では、安全で安心な学校給食を安定的に実施できることに加え、維持管理・運営の各業務において、ノウハウを生かし、効率的かつ効果的に事業を実施することができる事業者の参加を広く募集する。

事業者の選定に当たっては、応募者が本募集要項に記載する参加資格を有しており、かつ提案内容が要求水準を満たしていることを前提として、透明性及び公平性の確保に留意した上で、公募型プロポーザル方式により行うものとする。

2 募集及び選定スケジュール

事業者の募集及び選定スケジュールは、次のとおり予定している。

日程	選定スケジュール
令和6年 8月 8日（木）	募集要項等の公表
8月 19日（月）	募集要項等に関する説明会及び施設見学会①
8月 30日（金）	募集要項等に関する質問受付締切
9月 6日（金）	募集要項等に関する質問に対する回答公表
9月 18日（水）	参加表明書及び参加資格審査書類の提出締切
9月下旬	参加資格審査結果の通知
9月下旬～10月中旬	施設見学会②
10月 23日（水）	提案書の提出締切
11月下旬	提案に関する事業者ヒアリング (プレゼンテーション含む)
11月下旬～12月上旬	優先交渉権者の決定及び公表、基本協定締結
令和7年 1月中旬～下旬	委託契約締結

※上表スケジュールが変更となった際は、本市ホームページ等により周知する。

3 募集及び選定の手続き

事業者の募集及び選定の手続きを次のとおり行う。

(1) 募集要項等に関する説明会及び施設見学会①

募集要項等に関する説明会及び施設見学会を以下のとおり開催する。

日時	説明会：令和6年8月19日（月） 13時30分～ 施設見学会①：令和6年8月19日（月） 14時30分～ 説明会終了後、引き続き施設見学会を実施いたします。
説明会会場	高砂学校給食センター
参加申込期限	令和6年8月19日（月） 11:00

参加申込方法	仙台市教育局総務企画部健康教育課（担当課）あて電話連絡の上、各開始時刻までに会場に参集すること。 なお、参加人数は各社2名までとする。
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・説明会、施設見学会では、当日資料配布は予定していないため、必要に応じて募集要項等を持参すること。 ・説明会、施設見学会では質問等の受付は行わない。 ・施設見学会では調理場内を含む施設見学を行うため、参加者は次の書類・衣服等を持参すること。 <p>① 腸内細菌検査結果表（1か月以内のもの） ※ 確認が必要な検査項目：赤痢菌、腸チフス菌、パラチフス菌、サルモネラ菌及び腸管出血性大腸菌</p> <p>② 白衣（上衣、下衣）及び帽子、調理場内（下処理室、調理室、洗浄室）で使用する使い捨てスリッパ等3足の清潔な履物、使い捨てマスク</p> <p>※ 上記①の結果で異常が認められた場合、あるいは疑義が生じた場合及び②を持参しない場合、調理場内への入場は認めない。</p>

(2) 募集要項等に関する質問受付及び回答公表

受付期限	令和6年8月30日（金） 17:00
質問の方法	様式1-2に必要事項を記入の上、仙台市教育局総務企画部健康教育課（担当課）あて電子メールにて提出すること。 また、メールの件名は「（事業者名）高砂学校給食センター募集要項等に関する質問」とし、メール送信後は電話にて担当課あて到達の確認を行うこと。
質問への回答	質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、令和6年9月6日（金）（予定）に、本市ホームページにおいて公表する。 なお、提出された質問のうち、本市が必要と判断した場合には、質問者に直接ヒアリングを行うことがある。

(3) 参加表明書及び参加資格審査書類の受付等

受付期限	令和6年9月18日（水） 正午
質問の方法	様式2-1～様式2-9に必要事項を記入の上、仙台市教育局総務企画部健康教育課（担当課）あて持参又は郵送により提出すること。 なお、参加表明書等の記載方法等の詳細は様式集に示す。
結果通知	本市は、提出された参加表明書等を審査した上で、その結果を代表企業へ通知する。

(4) 施設見学会②

参加資格審査の結果、参加資格を有すると認められた応募者の希望に応じ施設見学会を令和6年9月下旬～10月中旬に開催する。詳細の日時や参加申込方法等については、参加資格審査の合格者あて連絡する。

なお、当日の持参物等については、施設見学会①と同様とする。

(5) 提案書類の受付

受付期限	令和6年10月23日（水） 17:00
質問の方法	様式3-1～様式3-6に必要事項を記入の上、仙台市教育局総務企画部健康教育課（担当課）あて持参又は郵送により提出すること。 なお、提案書類の記載方法等の詳細は様式集に示す。

(6) 提案に関する事業者ヒアリング

提案内容の確認のため、事業者に対するヒアリングを令和6年11月下旬に実施する。ヒアリングはプレゼンテーション、質疑応答を想定している。その他、詳細の日時や場所、留意事項については、参加資格審査の合格者に通知する。

(7) 優先交渉権者の決定及び公表

提出された提案書類について、優先交渉権者選定基準に従って総合的に評価を行い、優先交渉権者及び次点交渉権者を決定する。審査結果は代表企業へ通知するとともに、本市のホームページ等で公表する。なお、最終的に応募者がいない場合又は優先交渉権者にふさわしい者がいない場合には、優先交渉権者を決定しないこととし、その旨を速やかに公表する。

(8) 応募を辞退する場合

参加表明書等提出後に応募を辞退する場合は、様式4-1を提出すること。

V 応募に関する条件

1 応募者の構成等

(1) 応募者の構成と定義

応募者は、本事業を実施するために必要な能力を備えた、次に掲げる企業を構成員又は協力企業とするグループにより構成するものとする。

- ① 維持管理企業
- ② 調理設備企業
- ③ 運営企業

なお、構成員には、調理設備企業・運営企業を必ず含むこと。その他、必要に応じ本事業に関連する業務を行う企業の参加を認める。

想定する事業スキームは図に示すとおり。

優先交渉権者に決定した応募者は、構成員の出資により特別目的会社を設立し、本市と契約を締結する。詳細はVIIに記載する。

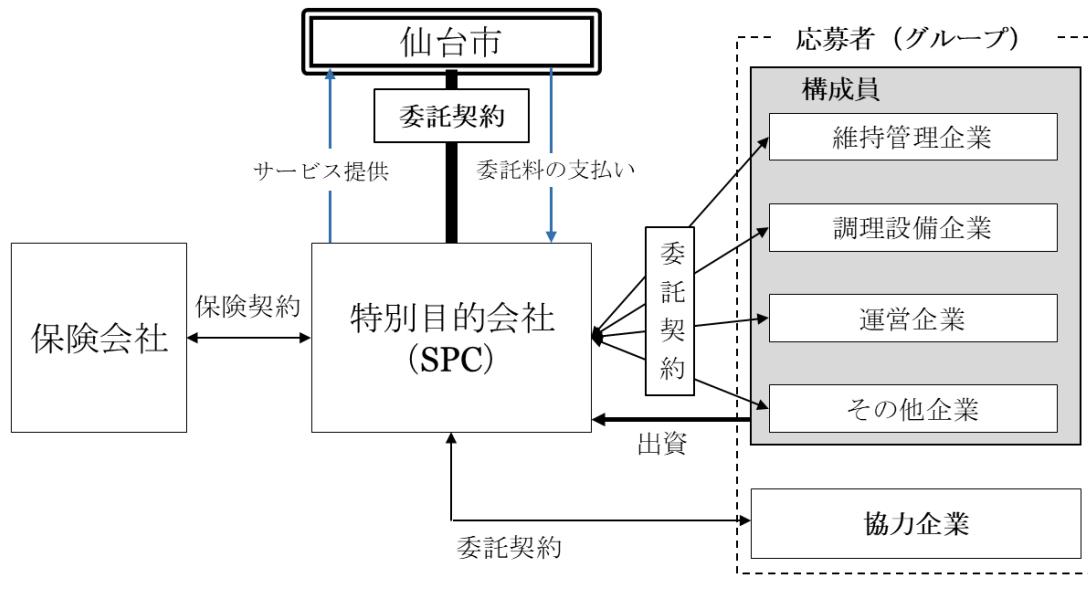


図 事業スキーム

(2) 構成員等の明示

応募者は、参加表明書等の提出時に、構成員（代表企業である場合はその旨も記載する）及び協力企業の企業名並びにそれらが携わる業務について明示するものとする。構成員が、III 1 (5)③に示す事業者が行う業務を行わない場合には、当該業務を実施させる企業を協力企業として、参加表明書等において明記すること。

(3) 複数業務の実施

応募者の構成員又は協力企業が複数の業務を兼ねて実施することは妨げない。

(4) 複数応募の禁止

応募者の構成員及び協力企業は、他の応募者の構成員又は協力企業になることはできない。

なお、本市が事業者との契約を締結後、選定されなかった応募者の構成員又は協力企業が、事業者の業務等を受託することは可能とする。

(5) 応募者の変更及び追加

参加表明書等提出以降の応募者の構成員又は協力企業の変更は、2(3)の場合等本市がやむを得ないと認めた場合を除き、原則として認めない。

2 応募者の備えるべき参加資格要件

応募者の構成員及び協力企業は、以下の(1)、(2)で規定する参加資格要件を満たしていなければならない。

また、参加資格審査書類に事実と異なる記載のあるものは、失格とする。

(1) 応募者の参加資格要件

応募者の構成員及び協力企業は、次の参加資格要件を満たすものとする。

- ア 本事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力を有していること。
- イ 本事業を効率的かつ効果的に実施できる知識及び経験を有していること。
- ウ 維持管理企業は、次の要件を満たしていること。
 - a) 学校給食施設又は民間調理施設の維持管理業務の実績を有していること。
 - エ 調理設備企業は、次の要件を満たしていること。
 - a) ドライシステムの学校給食施設又は健康増進法施行規則（平成15年厚生労働省令第86号）に定める特定給食施設への調理設備の調達・納入及び保守・修繕の実務実績を有していること。
 - オ 運営企業は、次の全ての要件を満たしていること。
 - a) 3,000食/日以上のドライシステムの学校給食施設又は民間調理施設における調理業務の実績を2年以上有する者であること。
 - b) 令和3年4月以降に食品衛生法（昭和22年法律第233号）に規定する罰則の適用を受けていないこと。
 - c) 令和3年4月以降に学校給食施設及び健康増進法施行規則（平成15年厚生労働省令第86号）に定める特定給食施設のうち1回300食以上又は1日750食以上を提供する集団調理施設において、食品衛生法に規定する営業禁止又は停止の処分を受けていないこと。

(2) 応募者の制限

次に該当する者は、応募者の構成員及び協力企業となることはできない。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者。
- ② 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立中又は更生手続中の者。
- ③ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立中又は再生手続

中の者。

- ④ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条若しくは第 19 条の規定による破産手続開始の申立て（同法附則第 3 条の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係る同法による廃止前の破産法（大正 11 年法律第 71 号）第 132 条若しくは第 133 条の規定による破産の申立てを含む。）がなされている者。
- ⑤ 清算中の株式会社である事業者について、会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 511 条に基づく特別清算開始の申立てがなされている者。
- ⑥ 令和 6 年度仙台市競争入札参加資格者名簿に登載されていない者。
- ⑦ 有資格業者に対する指名停止に関する要綱第 2 条第 1 項の規定による指名停止を受けている者。
- ⑧ 仙台市入札契約暴力団等排除要綱別表に掲げる措置要件に該当する者。
- ⑨ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行っている者。
- ⑩ 法人税、特別法人事業税、消費税、法人事業税、法人市民税、固定資産税、軽自動車税、特別土地保有税、事業所税、都市計画税を滞納している者。
- ⑪ 本事業についてアドバイザリー業務に関与した以下の者又はこれらの者と資本面若しくは人事面において密接な関連がある者。
 - ・ 株式会社日建設計総合研究所
 - ・ 弁護士法人関西法律特許事務所

(3) 参加資格要件の確認及び失格要件

参加資格要件の確認基準日（以下「参加資格確認基準日」という。）は、参加資格審査書類受付締切日とする。

参加資格確認基準日から契約締結の日までの間に、代表企業が参加資格要件を欠くこととなつた場合は、失格とする。

ただし、代表企業以外の構成員又は協力企業が参加資格要件を満たさなくなった場合には、本市と協議のうえ、本市が当該構成員若しくは協力企業の除外又は変更を認めた場合に限り、引き続き有効とする。

3 応募に関する留意事項

(1) 応募に伴う費用負担

応募に伴う費用は、全て応募者の負担とする。

(2) 使用言語、単位及び時刻

本事業において使用する言語は日本語、単位は計量法（平成 4 年法律第 51 号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

(3) 応募に係る提出書類の取扱い

① 著作権

提案書類の著作権は、応募者に帰属する。ただし、選定された応募者の提案書類は、特に市が必要と認める時には、書類の全部又は一部を無償で使用できるものとする。

また、契約に至らなかった応募者の提案については、本市による事業者選定過程等の説明以外の目的には使用しないものとする。

なお、応募者からの提出書類については返却しないものとする。

② 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される権利の対象となっている工事材料、施工方法、維持管理方法等の使用により生じる責任は、原則として応募者が負うこととする。

(4) 本市の提供する資料の取扱い

応募者（応募を辞退した者を含む。）は、本市が提示する資料を、本事業の応募に係る検討以外の目的で使用することはできない。

VI 提案に関する条件

1 事業計画等に関する提案の条件

事業計画や各業務に関する提案については、募集要項等に従い、提案書類を作成すること。

(1) 委託料

ア 本市は事業者が実施する維持管理・運営業務に対し、維持管理・運営期間にわたり、各年度の四半期毎に要する委託料を、事業者の提案に基づき支払う。

イ 委託料の構成は以下のとおり。

区分		構成される費用の内容
維持管理費 相当額	固定料金	費用が提供食数に応じて変動しないもの (例) 建物保守管理・修繕業務 設備保守管理・修繕業務 等
運営費相当額	固定料金	費用が提供食数に応じて変動しないもの (例) 給食調理業務(固定的な人件費等) 洗浄衛生管理業務 保険料、事業所税 等
	変動料金	費用が提供食数に応じて変動するもの (例) 給食調理業務(変動する人件費等) 残渣・廃棄物処理業務 等

ウ 委託料の算定方法は以下のとおり。

区分		算定方法
維持管理費 相当額	固定料金	・各年度の四半期毎に要する費用をそれぞれ算定すること。 ・提案価格は10年間分の合計費用を見込むこと。
運営費相当額	固定料金	・同上
	変動料金	・応募者が提案する給食1食単価に各期の提供食数を乗じて算定すること。なお、基準献立・アレルギー対応食献立それぞれについて1食単価を設定すること。 ・提案価格は10年間分の合計費用を見込むこと。

(2) 物価変動等による委託料の改定

物価変動等を勘案し、年1回改定検討を行う。

(3) 委託料の減額等

本市は、事業者の業務実施についてモニタリングを行い、要求水準が満たされていない場合は、委託料の減額等を行うことができる。

2 本市の委託料支払総額の上限価格

5,808,830千円（消費税及び地方消費税を含まない。）

VII 優先交渉権者決定後の手続き

1 基本協定の締結

本市は、優先交渉権者決定後、優先交渉権者と本事業に関する基本的事項を定めた基本協定を締結する。

2 特別目的会社の設立等

優先交渉権者として選定された応募者は、契約締結時までに構成員の出資により本市内に特別目的会社を設立するものとする。特別目的会社は、会社法（平成17年法律第86号）に定める株式会社とする。なお、本施設内に設立することは不可とする。

応募者の構成員は、特別目的会社に対して必ず出資し、代表企業の議決権割合が最大となるようとする。また、構成員以外の者が特別目的会社に出資することは認めない。

特別目的会社の株式については、本事業の契約が終了するまで、本市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権の設定その他の一切の処分を行ってはならない。

3 契約締結

本市は、優先交渉権者と基本協定に基づいて事業実施の詳細条件を協議、調整し、優先交渉権者が設立した特別目的会社と本事業に関する契約を締結する。

4 次点交渉権者との協議

(1) 契約の内容に関する協議が成立しない場合

本市は、優先交渉権者との間で契約の内容に関する協議が成立しない場合、次点交渉権者を優先交渉権者とみなして協議を行う。

(2) 契約締結までに優先交渉権者が参加資格要件を欠くに至った場合

本市は、契約締結までに優先交渉権者がV2で定める要件を欠くに至った場合は、次点交渉権者を優先交渉権者とみなして協議を行う。

5 契約の保証

事業者は、本事業の契約に基づく義務の履行を保証するため、契約締結時に包括委託契約書(案)に示す保証を付すものとする。

6 保険

特別目的会社は本事業に関連する賠償責任保険に加入することとする。詳細については、包括委託契約書(案)に示す。

7 リスク分担の方法等

(1) リスク分担の基本的な考え方

本事業においては、最も適切にリスクを管理することができる者が当該リスクを負担することにより、事業全体のリスクを低減し、事業全体の効率化及びより低廉で質の高い公共サービスを提供することを基本とする。

したがって、事業者の担当する業務に係るリスクについては、基本的には事業者が負うものとする。ただし、本市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、本市がその全て又は一部を負うものとする。

(2) 予想されるリスクと責任分担

本市と事業者とのリスク分担は、包括委託契約書（案）の各条項に記載のとおりとする。応募者はリスクを想定した上で提案を行うこと。

VIII その他事業の実施に関し必要な事項

1 情報公開及び情報提供

本事業に関する情報は、適宜、本市ホームページにおいて公表する。

2 募集要項等に関する問合せ先

募集要項等に関する問合せ先は、次のとおりとする。

仙台市教育局 総務企画部 健康教育課 給食事業係

住所 : 〒980-0011 宮城県仙台市青葉区上杉 1-5-12

電話 : 022-214-8419

E-mail : kyo019130@city.sendai.jp

ホームページアドレス :

<http://www.city.sendai.jp/kyushokujigyo/takasago-proposal.html>